

全国民間保育園経営研究懇話会会則

第1条（名称と所在）

この会の名称は「全国民間保育園経営研究懇話会」（1998年5月18日結成）とする。事務所は東京都新宿区納戸町26-3保育プラザ内におく。

第2条（目的）

この会は、人類の多年にわたる努力の成果である日本国憲法、並びに国連こどもの権利条約に定められた諸条項を誠実に実現し、子どもたちへの厳粛な誓約である児童憲章と児童福祉法の定める児童福祉の理念を貫徹する立場から、次代を担う子どもたちの生存権・発達権と、親の就労権・社会参加権の同時保障に対して国及び地方自治体が責任を持つことを確認し、国民の広範な保育要求に深く根ざしつつ、民間保育園に課せられた役割と運営・経営のあり方及び保育労働の持つ専門性のあり方について研究し、国民の権利としての社会保障・社会福祉の拡充を求める保育関係者並びに社会福祉関係者との連帯を追求しつつ、保育の公的保障を守り発展させるために、会員相互が協力共同して活動することを目的とする。

第3条（会員）

この会は、目的に賛同し、会則を認める、民間保育園をもって構成する。施設会員制を基本とするが、やむを得ず個人で加入する場合は、会長に申し出たうえで役員会の承認を得るものとする。

第4条（会費）

会員は所定の年会費を納入する。

第5条（活動）

この会は、目的達成のために次の活動を行う。

- ① 情報交換、資料収集、調査研究活動
- ② 保育内容向上のための研修・研究活動と交流
- ③ 経営問題の研究・検討
- ④ 労働問題の研究・検討
- ⑤ 保育の公的制度化確立のための全国的・地方的共同行動、社会的意見表明等
- ⑥ その他、目的達成に必要な活動

第6条（機関）

この会に次の機関を置く。

- ①総会 総会は会員によって構成され、この会の最高決議機関であって毎年1回開催され、この会の活動報告、会計報告、活動方針、会計予算、役員選出について審議決定する。またこの会則を変更する場合は総会の議決を経なければならない。また、臨時総会を開くことができる。
- ②役員会 役員会は第6条の定める役員のうち監事をのぞく役員によって構成され、総会から総会までの決議機関とする。併せて役員は、専門委員会に所属し、執行業務を分担するものとする。
- ③三役会 三役会は会長、副会長、事務局長によって構成され、この会の執行業務を分担し、共同して業務執行に責任を負う。
- ④顧問 この会に顧問をおくことができる。

第7条（役員）

この会に次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 若干名
事務局長 1名
幹事 若干名
監事 2名

第8条（役員選出）

役員選出は、役員選考委員会の推薦により総会で行う。役員に欠員が生じた場合、役員会の決議により、補充することができる。

第9条（専門委員会）

この会には、必要に応じて専門委員会をおくことができる。

第10条（財政）

1. この会の財政は、会費、寄付金、その他によってまかなう。会費は総会で決定する。
2. 監事はこの会の会計監査を行なう。

付則は次のとおりとする。

1. この会則の変更は総会の承認を必要とする。
2. この会の運営に必要な内規は、役員会で決定する。
3. この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
4. この会則は2007年9月10日より施行する。
5. 2009年6月8日改正
6. 2013年6月10日改正